

令和 2 年度 視力障害者協会運営補助金

評価表

NO.

10

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	福永				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	薩摩川内市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	100千円	国県支出金	一般財源		その他	その他の内容		
		千円	100千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	研修会等の開催数及び参加者数			15(120)		令和7年度		
成果指標②	点訳奉仕員等の養成及び活動の実績			3(100)		令和7年度		
補助対象者	薩摩川内市視力障害者協会							
補助対象経費	組織の運営に要する経費 研修事業等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨)以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3ヶ 年の 事業 (団体 決算 状況 等) の	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	158,750	59.1%	158,750	52.9%	196,250	62.9%
		会費収入	38,750	14.4%	38,750	12.9%	36,250	11.6%
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	120,000	44.7%	120,000	40.0%	160,000	51.3%
		市補助金	100,000	37.2%	100,000	33.3%	100,000	32.0%
		雑収入	4,904	1.8%	37,405	12.5%	3,505	1.1%
		(前年度繰越金)	4,930	1.8%	3,773	1.3%	12,367	4.0%
	計	268,584	100.0%	299,928	100.0%	312,122	100.0%	
	支出	事業費	101,800	37.9%	86,000	28.7%	125,100	40.1%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	90,011	33.5%	129,561	43.2%	95,392	30.6%
		負担金	73,000	27.2%	72,000	24.0%	72,000	23.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	3,773	1.4%	12,367	4.1%	19,630	6.3%
	計	268,584	100.0%	299,928	100.0%	312,122	100.0%	
	支出計/前年度支出計				111.7%		104.1%	
	自己資金/前年度自己資金				100.0%		123.6%	
翌年度繰越金/市補助金		3.8%		12.4%		19.6%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		18(86)		18(108)		11(77)		
成果指標の推移②		0(127)		0(125)		4(99)		
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 ・類似団体との整理・統合が課題であるので、各団体と調整し、整理・統合を検討されたい。 ・事業実績書への記載について、視力障害者協会の会員の活動実績を記載するよう指導されたい。 ・対象者数と比較して、会員数が少ない。より有意義な活動になるよう加入促進を図られたい。							
	【前回評価への回答】視力障害者の福祉の増進を目的に活動しており他団体との統合は困難である。実績報告書の記載について指導を行う。							
	【事業のPR方法】							
	【費用対効果】							
	【補助事業以外の事業】 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	団体の活動を通じて会員である視力障害者の福祉の増進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	視力障害者の自立及び社会参加の支援のため団体への支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	研修会へ積極的に参加し社会参加を図り、また本市の音訳・点訳奉仕員養成講習会を受託し普及に努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	関係団体が直接支援することで、視力障害者により適切な事業が実施できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	団体の基盤が脆弱なため、運営補助金の交付が最も妥当な施策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は事業費の2/3であり、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	≪上記方向の理由≫ 団体の基盤が脆弱なため、運営には継続した支援が必要である。		≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

視力障害者協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる視力障害者協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 視力障害者協会運営補助金に係る補助事業等は、視力障害者の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第 3 条 視力障害者協会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 視力障害者協会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第 5 条 視力障害者協会運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 視力障害者協会運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第 6 条 視力障害者協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、視力障害者協会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 視力障害者協会運営補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

- (2) 前各号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第 8 条 視力障害者協会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 研修会等の開催数及び参加者数
(2) 点訳奉仕員等の養成及び活動の実績
(補助事業者等の責務)

第 9 条 視力障害者協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 視力障害者協会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては，平成 21 年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成 22 年度において所要の措置を講ずるものとする。